

社会教育関係団体への支援のあり方について（提言）

平成 27 年 6 月 19 日

浦安市社会教育委員会議

目 次

はじめに

第1章 社会教育活動及び団体活動のあり方

- 1 社会教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 団体活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育委員会との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 浦安市の社会教育関係団体の現状と課題

- 1 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 使用料減免について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 認定制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 課題解決に向けた提言

- 1 社会教育関係団体の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 使用料減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 今後の支援の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

むすび

はじめに

浦安市社会教育委員は、社会教育についての計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、社会教育関係団体（以下、「関係団体」という。）の認定について意見を述べるなどを職務としている。現在の委員は学校教育関係者や社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者からなる11人で構成されている。

今まで、教育委員会からの諮問に対して、『都市型社会における学習援助のあり方について』や『浦安市における社会教育の振興について』、『団塊の世代に対する学習支援と活動支援について』など、多くの答申をしている。

今回のテーマである社会教育関係団体の支援のあり方について、社会教育の振興、学習活動支援を考える中で、特に重要なものとして位置づけられている。そのためこれまでの多くの答申の中でも取り上げられてきた。その度に、浦安市教育委員会には検討していただいているところである。

社会教育関係団体の支援のあり方については、前回の答申から一定期間経過していることや、少子・高齢化、核家族化などにより、関係法令や社会を取り巻く環境は大きく変化していること、社会教育関係団体認定制度（以下、「認定制度」という。）について課題が指摘されていることから、改めて、現在の関係団体のあり方について話し合いを深めてきた。

それぞれの委員の経験や思いを込め、意見をぶつけ合いながら、議論を重ねてきている。その成果をまとめたので、提言をするものである。

この提言が、浦安市の生涯学習振興のため、今後の計画に十分に反映されることを期待している。

平成 27 年 6 月 19 日
浦安市社会教育委員会議
委員長 舟田 香

第1章 社会教育活動及び団体活動のあり方

1 社会教育活動

社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と社会教育法第2条（以下、「法」という。）で定義されている。

また、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動でもある。具体的には、社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、生きがい、健康の増進等を図っている。特に、東日本大震災以降は、人と人との絆を強くする役割も果たしている。

2 団体活動

社会教育活動を行う有力な形態の一つは、同一目的をもつ人たちが団体を形成し、主体的に活動に取り組むものである。これらの団体は、「社会教育関係団体」とされ、法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と定義されている。

これらのことから関係団体の活動は、市民の主体的意思に基づき地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習である。また、そのことを通して教育的に高め合い、市民生活を豊かにして、生きがいを与える活動である。

3 教育委員会との関係

関係団体は、「公の支配に属しない団体」と定義されているため、教育委員会との関係については、法第11条第1項「社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる」としている。

このことから、浦安市教育委員会では、社会教育関係団体認定制度を設け、申請のあった団体に対しては、社会教育委員の意見を聴いて、「社会教育関係団体」として認定してきたところである。

第2章 浦安市の社会教育関係団体の現状と課題

1 現状

浦安市における認定制度は、昭和56年に開始した。開始当時は認定団体が約80団体であったものが、現在は約500団体と開始当時の6倍以上となっている。

活動内容でみると昭和56年当時は連合組織や、PTA・子ども会などであった。時が経つうちに認定団体の主流が公民館利用団体に移っている。現在では活動内容の種類も文化、芸術、体育等20種類以上の多岐にわたっている。

また、公民館が主催事業から自発的学習活動を促進する多くのサークルの育成を図ってきたことも、認定団体が多くなった理由でもある。その多くの団体が今日の公民館活動を支えている。

このことから、浦安市における認定制度は、法に基づく支援とともに、公民館によるサークル育成を通じて、社会教育活動の促進に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

2 課題

認定制度は、上述のとおり、社会教育活動を促進してきた一方で、さまざまな課題も指摘されてきた。主なものとして、以下のものが挙げられる。

(1) 使用料減免について

① 公民館使用料免除について

浦安市行政改革推進委員会から、『使用料・手数料等基準に関する意見書』において「社会教育関係団体などは、公民館等の利用料減免措置を受けられる。しかし、利用料を全額免除するというのはおかしい。誰が使っても必要経費は掛かるのだから、逆に不合理である」と指摘されている。

また、これに関する答申の中にも、検討するように提言されている。

そして、利用者の意識向上の見地からも、使用料が無料だというのは止めた方がよいと指摘がされている。いわゆる受益者負担の導入である。

②施設使用料の対応について

認定制度における優遇措置は、浦安市社会教育関係団体認定要綱第3条で「認定を受けた社会教育関係団体は、次に掲げる優遇措置のいくつかを受けることができる」とし、「社会教育施設及び社会体育施設等の使用料の減免」としている。

この「使用料の減免」は、公民館は免除、文化施設は50%減額、体育施設は減額なしと、対応が異なっている。

(2) 認定制度について

①関係団体と認定団体について

前述の『都市型社会における学習援助のあり方について』の答申では、「認定された団体と認定されていない団体の区別が生じ、同じ社会教育活動を実践しながらも両者の取扱いに優遇措置に対する不平等現象が生れた。特に最近、人口の急増と比例するかのようになり単位サークルが急増し、取扱いの不平等問題が表面化してきている」と指摘している。本来のあり方として、「社会教育活動は自由であり、平等であり、独立しているものである」という考えのもとで、全ての単位サークルが平等、公平に活動できる学習環境を提供することが大切である」としている。

②認定制度と認定申請の目的について

認定制度は、社会教育法の規定を受け、社会教育振興を目的として、浦安市が策定したものである。そのため、活動促進の一環として優遇措置を設けて、認定団体に対して支援してきた。

しかし、近年の会議では、認定により社会的に認知されて、信頼性が高まるという理由で申請する団体も見受けられ、また、私塾化という問題も潜在化していると指摘されている。

③定めがない認定期間

現在の認定制度には、認定期間を設けておらず、一度認定されると基本的には取り消しをされることはない。このため、会員数や役員、会費等、認定基準に合わない団体が増えている現状が見受けられる。

また、当初は認定基準に目的が合っていたが、長い期間が経つと、次第に目的意識が薄れ、親睦交流が主となり、社会教育に関する事業も行っていない団体も見受けられる。

第3章 課題解決に向けた提言

第2章では、「使用料減免」、「認定制度」の視点から課題について指摘した。それらの視点を踏まえ、課題解決のための今後の方向性について提言する。

1 社会教育関係団体の意義

課題解決をするうえで、最も重要なことは、社会教育関係団体の意義について考えることである。認定制度発足時は、公民館などの施設の利用促進を図ることも目的の一つであり、そのため、使用料免除を優遇措置の一つとした。現在は、認定団体が約 500 団体になり、制度として、一定の役割は果たしてきたと考えている。そして、同じような活動をしている団体が公民館だけでも約 2,000 団体ある。

近年、教育基本法など関係法令が改正されている。例えば、平成 18 年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念が示され、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとしている。

これらのことから、関係団体の支援の方策の一つとして、認定制度の意義について、会議の議題として検討してきたところである。会議では、理想の認定団体は、学んだことを地域へ還元する団体であると位置づけ、この地域還元、地域貢献活動が一般の関係団体との違いの一つであると考えた。

地域貢献は、さまざまあると考えられるが、実際の例として公民館文化祭での手伝いなどがある。

そして、浦安市教育委員会の役割として、地域貢献したくても機会が分らない認定団体があることから、関係団体の活動情報の提供などにより、地域貢献したい団体と活動を受け入れたい施設・学校等を結びつける役割を担うことが、今後、支援のあり方について必要である。

また、優良な認定団体を育成するため、模範となる認定団体を表彰し、

広く市民に活動を周知するなどにより、生涯学習に対する意識向上の取り組みも大切である。

浦安市における認定団体をどのような方向に育成していくか、認定団体の意義について徹底的に検討してみることが必要である。

2 使用料減免

使用料減免については、平成17年に『浦安市における社会教育の振興について』で答申されている。その中で、「公民館使用料の減免については、公民館の使用が原則有料であるにもかかわらず、減免の適用により実質的に無料での公民館使用が多くを占める現状を考えると、制度を改変することが適当と思われる」と指摘している。しかし、一方で、「市民の生涯学習活動の基礎として、公民館サークル活動の重要性は増しているのも事実である。今後は、公民館使用の有料原則を基礎にしつつも、一定の要件を備えたサークルに関しては使用料減免対応を継続することが適当と思われる」とし、その対応として、「地域で社会教育事業を展開する諸団体が公民館等の社会教育施設を利用する場合、使用料減免規定のある施設については、減免の是非は個別の申請で判断するのが適当である」としている。個別の申請で判断することで、各施設における減免率の違いも解消できる。

この考えは、現在の社会教育委員も同様であり、公民館使用料の減免等の制度改革が必要である。

3 制度の見直し

会議のなかで認定制度から近隣他市で実施されている登録制度への制度改正を検討する必要があるとの意見もある。登録制度は、要件を満たせばどの申請団体も登録されることから、基準が明確であり、公平な取り扱いができる。また、登録期間を設けることで要件に合わない認定団体がなくなると考える。

現在の認定制度では、認定期間を定めていないため、年数が経つにつれ、会員数など認定基準に合わない団体が増える課題がある。そのため、会議では、期限を定めてみることについての意見もあった。

また、活動している施設の管理者は、日頃から、そこで活動している会

員と身近に接しており、活動内容を把握していることから、認定であれ登録であれ、関係団体が活動している施設において提出書類の受付・審査を行うことがよいとの意見が出された。特に、公民館は多くの関係団体が活動しているし、公民館運営審議会もあるので、提出書類の受付・審査について公民館で行うことも検討する必要がある。

認定制度は、歴史のある制度である。多くの市民に関わる重要な制度である。慎重な検討が必要である。

4 今後の支援の見直し

法第 10 条に規定されている関係団体は、社会教育活動の一翼を担う団体である。その関係団体と同じように、公民館のサークルにも支援を行っている市町村が殆どである。使用料の減免も同様である。

法第 11 条第 2 項「物資の確保につき援助を行う」という規定は、戦後、物資等が不足していた時の規定で、今日は減免措置やバスの提供、サークル研修会などの援助を行い、より自主的、教育的、そして活動の成果を実現できるようにしているが、前章のように問題点も多い。

こうした中で、制度とともに新しい時代に対応した支援のあり方の見直しも必要である。会議では、支援する期間を設けることについて、団体を育成する視点から意見が出された。学び続けるだけでなく、学んだことを地域へ還元できる団体へと発展していけるように、支援することやその期間を設けてみることも必要である。

むすび

現行の認定制度は、発足以来、今日まで、浦安市の社会教育振興に大きな役割を果たしてきた。しかし、時代の推移とともに、見直しを求められるようになった。

前述した諸課題とともに、時代に即した新しい支援のあり方、例えば、団体の活動情報を地域に提供し、学んだ成果を地域に還元できるような支援などを検討することが重要な課題である。

制度が広く市民に周知され、より多くの関係団体が申請するようになることをめざす方策も大切である。

浦安市の社会教育活動をさらに振興していくために、課題解決に向けた提言について、早期に検討を開始し、具体案を作成することを切に希望する。

浦安市社会教育委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
委 員 長	舟 田 香	学 識 経 験 者	
副委員長	松 木 新	浦 安 市 体 育 協 会	
委 員	三 好 輝 明	浦 安 市 小 中 学 校 長 会	
委 員	渡 邊 啓 之	千 葉 県 立 浦 安 高 等 学 校	
委 員	大 塚 真 理 子	浦 安 市 婦 人 の 会 連 合 会	
委 員	西 岡 純 二	浦 安 市 青 少 年 相 談 員 連 絡 協 議 会	
委 員	大 田 紀 子	浦 安 市 立 小 中 学 校 P T A 連 絡 協 議 会	
委 員	長 友 隆 男	市 民 公 募	
委 員	淵 野 康 一	市 民 公 募	
委 員	松 浦 規 子	家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者	
委 員	朱 膳 寺 宏 一	学 識 経 験 者	